

制限付一般競争入札

明財第1001号
令和4年(2022年)4月5日

明石市長 泉 房穂
(公印省略 財務室契約担当)

制限付一般競争入札(電子方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び明石市契約規則(平成5年規則第10号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

工事番号 4F001
工事名 明石クリーンセンター焼却施設プラント設備保全工事
工事場所 明石市大久保町松陰1131

1. 機械工事
(1)受入・供給設備
(2)その他機械プラント設備
(3)飛灰処理設備
(4)空気調和設備
2. 電気工事
(1)計装設備

工事期限 令和5年3月10日(金)
支払条件 前金払有(40%以内)、中間前金払有(20%以内)、部分払有 3回以内
予定価格 338,917,000円(消費税抜き)
低入札調査基準価格 有 299,311,130円(消費税抜き)

以下のいずれかの工種で登録されていること。

工種 機械器具設置工事(特定建設業許可)
清掃施設工事(特定建設業許可)

所在地区分	点数の区分と範囲(いずれかの工種で)	—
市内業者	機械器具設置工事 総合評定値 1000点以上	—
	清掃施設工事 総合評定値 1000点以上	—
準市内業者	機械器具設置工事 総合評定値 1000点以上	—
	清掃施設工事 総合評定値 1000点以上	—
県内本店業者	機械器具設置工事 総合評定値 1000点以上	—
	清掃施設工事 総合評定値 1000点以上	—
県内支店営業所業	機械器具設置工事 総合評定値 1000点以上	—

	者	清掃施設工事	総合評定値 1000点以上	—
	その他業者	機械器具設置工事	総合評定値 1000点以上	—
		清掃施設工事	総合評定値 1000点以上	—
	施工実績等	平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る一般廃棄物のごみ焼却炉(※1)の飛灰処理設備における混練機(※2)の機械工事を元請として竣工した施工実績を有すること。 (※1)施工実績を満たすごみ焼却炉は、処理能力が240t/日以上のものに限る。 (※2)施工実績を満たす飛灰処理設備における混練機は、環境省ホームページ「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(ごみ焼却施設編)」の「参考資料2 機器別保全方式及び管理基準参考例」に記載している飛灰処理設備に限る。		
	技術者	機械器具設置工事又は清掃施設工事における適正な専任の監理技術者を配置できること。 ただし、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間については工事現場への専任は要しないこととすることができる。		
入札参 加要件		<ul style="list-style-type: none"> ・明石市入札参加資格者名簿に3年以上登録されていること。 ・明石市内に本店を置く下請負人との契約額の合計を本工事請負金額の5%以上とすること。ただし、市内業者については入札の参加の要件としない。 ・有効な経営事項審査を受けており、開札日においてその総合評定値が明石市電子入札システムに登録されていること。 ・公告日において納期限が到来している明石市税(※)を開札日の前日までに完納していること。 <p>※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。</p>		
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※1)を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できること。 ※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。 ※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書(その1)(直近2年分) <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 ・明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。 ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の 		

	<p>決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告日において明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。 <p>・設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、工事内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。</p>
添付書類	<u>添付書類様式リンク</u>
期限	令和4年4月26日(火) 17時
方法	上記期限までに、次の「設計図書リンク」より設計図書のPDFファイルをダウンロードすること。 <u>設計図書リンク</u>
期限	令和4年4月19日(火) 13時
方法	上記期限までに、明石市電子入札システムにより、質問書(指定様式)を送付すること。
回答日時	令和4年4月21日(木) 13時
回答方法	上記日時に、 <u>明石市ホームページ「入札コーナー」</u> に回答を掲載する。
入札受付期間	令和4年4月21日(木) 13時～令和4年4月26日(火) 17時締切
入札方法	明石市電子入札システムを使用すること。
開札予定	日時 令和4年4月28日(木) 10時 場所 804会議室
入札保証金	免除
契約保証金	要（契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除等を行う場合がある。）
建退共掛金収納書(発注者提出用)の提出	要
	<u>「電子入札についての案内」リンク</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に関する条件 <ul style="list-style-type: none"> ・入札書が所定の日時までに到着していること。 ・談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。 ・入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請により資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 ・明石市財務室契約担当の入札・契約制度については、明石市ホームページの「入札情報」>「入札コーナー」に掲載しているので、熟知のうえ入札に参加すること。ホームページに掲載している入札・契約制度の不知を理由と

して入札・契約に関する苦情の申立てを行うことはできない。

・入札の流れ、本公告の見方(記述方法のルール)等については、明石市ホームページの「入札情報」>「入札コーナー」>「電子入札のご案内」>「電子入札システムのご案内」を参照のこと。当該内容の不知を理由として入札に関する苦情の申立てを行うことはできない。

・契約締結予定日において有効な経営事項審査結果を受けていること。

・落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、「明石市制限付一般競争入札実施要綱第6条第2項ただし書きに規定する「くじの執行方法、落札となるべき同価の入札をした者の審査方法及び落札者の決定方法」を定める基準」に基づき、くじにより落札者を決定します。

開札後の資格審査において落札となるべき同価の入札をした者が2者以上となった場合は、明石市電子入札システムに登録されている連絡先にくじの執行日時及びくじの執行場所を電話連絡するので、連絡が取れるようにしておくこと。

その他

くじの執行にあたっては、代表者又は代表者からの委任状を持った代理人(以下「代表者等」という。)が参加できます。なお、指定した日時に代表者等が参加できない場合(代表者等がくじの執行日時にくじの執行場所に現れないときを含む。)は、本入札事務に関係のない市職員が代理人となってくじを引くので、了承の上で入札に参加すること(くじの辞退はできません。)。

・議会の議決と本契約の締結

本案件は議会の議決を要するため、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決を経た後、速やかに本契約を締結する。

・本案件の「積算の種別」は、「低入札調査基準価格及び固定型最低制限価格の算定表」における「7 廃棄物処理事業/下水道事業/水道事業 プラント電気設備工事・プラント機械設備工事」となっています。

・契約に際しては、「運転停止等の場合における補償」及び「その他の損害賠償」を付した「明石クリーンセンター焼却施設工事請負契約約款」を使用するので、了承の上、入札に参加すること。なお、「明石クリーンセンター焼却施設工事請負契約約款」については、「設計図書リンク」におけるPDFファイルに添付しているので参考のこと。

・入札にあたっては、有効期限が2028年8月31日の明石市電子入札システム電子認証用ディスク、64ビット版のWindowsパソコン並びに「電子入札システムクライアントV4.1」及び「明石市電子入札アプリケーションV1」のインストールが必要になります。詳細は、明石市ホームページの「入札情報」>「入札コーナー」>「最新情報」に掲載しています。

お知らせ欄

・建設業法等法令違反とならないよう十分注意してください。なお、建設業法施行令の一部改正に伴い、下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合には特定建設業の許可および専任の監理技術者を要します。

・落札者となった場合には、契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはでき

ず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

・明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご留意ください。

[メインメニューへ戻る](#) [入札案件一覧へ戻る](#) [処理選択へ戻る](#)